

乳幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等について

主な項目	内 容
①乳幼児期の教育・保育の提供区域の設定	「教育・保育提供区域」は、子ども・子育て支援法により、市が地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域で、乳幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域として、市町村が定めることとされています。このため、この「提供区域」は、子ども・子育て支援に関する給付やサービスを提供する際の基本単位となり、区域ごとに「需要量の見込み」と「その提供体制の確保策」を定め、保育の給付やサービス提供を進めることになります。本市では、市全域を一つの区域として設定し、ニーズの変化に適切に対応した給付やサービスを提供します。
②就労時間の下限の設定	子ども・子育て支援新制度において、保育給付等の対象かどうかを判断する際に必要な「保護者の就労の下限時間」については、当該時間を64時間とします。
③乳幼児期の教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容・実施時期及び地域子ども・子育て支援事業の必要な事業量の見込み、提供体制の確保の内容とその実施時期	教育・保育の利用状況及び「教育・保育施設等に係る市民ニーズ調査」による利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域である市内の均衡のとれた教育・保育の提供が行えるよう、認定区分ごとに必要利用定員総数、提供体制の確保の内容等を定めます。 また、本市の乳幼児期の教育・保育の提供区域として設定した「市全域」における各地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容等を定めます。
④乳幼児期の教育・保育の一体的提供及び質の高い教育・保育の推進に関する事項	<p>① 質の高い乳幼児期の教育・保育の一体的な提供に関する事項 認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労等家庭の状況に関わらず、0歳から就学前児童の一貫した教育・保育(子どもの遊びや生活、学びの経験)を提供する施設です。また、在宅で子育てをする家庭を含めた地域の子育て支援を行う拠点機能を果たす役割も担います。こうした特性をふまえ、本市における認定こども園への移行については、子ども・子育て関連3法に則り、保育所又は幼稚園の設置者の意向を尊重しつつ普及を図るものとし、子どもにとっての最善の利益を確保する観点にたって、その支援を行っていくこととします。</p> <p>② 教育・保育の質の向上と保育所・幼稚園・認定こども園の保育者育成等に関する事項 保育所・幼稚園・認定こども園の教育・保育の質の向上には、専門職である保育者の育成が重要となります。新任保育者、ミドルリーダー、リーダー等の保育者のキャリアに応じた研修を充実させ、公私・園種を越えて市内の保育者同士が同僚性を育み、学び合い、高め合える取り組みを推進します。</p> <p>③ 保育所・幼稚園・認定こども園の教育・保育と小学校の教育への円滑な接続に関する事項 0歳から15歳までを切れ目なくつなぐ「舞鶴市保幼小中接続カリキュラム～まいづるカリキュラム015～」を活用し、5歳児と1年生の連携活動と保育者・教員の研修の充実を図り、子どもの成長・発達に合わせた滑らかな接続に取り組みます。</p> <p>④ 特別なニーズや支援の必要な子どもの教育・保育に関する事項 市の療育・医療・学校等の専門機関のスタッフが保育所・幼稚園・認定こども園を巡回し、支援が必要と考えられる子どもの集団生活の状況などを把握するとともに、個々に応じた環境整備や適切な支援方法についての助言を行います。また、保育所・幼稚園・認定こども園の発達支援員への助成と保育者・発達支援員への研修を継続的に実施し、スキルアップを図ります。</p> <p>⑤ 地域子ども・子育て支援事業の推進方策に関する事項 親や子育てを支援する者が子育てに関して学ぶ機会、高校生等の次世代を担う若者の育成活動、子育てに関する相談や情報提供と子育て世帯の交流の場の提供などの充実に努めます。</p>

概要版

第2期 夢・未来・希望輝く「舞鶴っ子」育成プラン

計画策定の趣旨

国が進める子ども・子育てに関する各種施策や府が推進する「子育て環境日本一」の取り組みを踏まえつつ、子どもの健やかな育ちを支える支援を実施していくとともに、子育ての第一義的責任を有する保護者の子育てに対する負担や不安や孤立感を和らげるための施策、医療的ケア児や障害のある子どもや貧困家庭など、真に支援が必要な方々への支援、さらに地域全体での0歳から18歳までの切れ目ない支援など、これまで本市が取り組んできた施策を引き継ぎ、更に充実化を図るために、第2期計画を策定するものです。

計画期間／令和2(2020)年度～令和6(2024)年度

育てたい子ども像

自分自身を愛し、他の人を愛し生まれ育った地域を愛する「舞鶴っ子」

舞鶴で生まれ、育った子ども達が、自分自身を愛し、他の人も愛することができ、安心して自分の持つ可能性が發揮できるよう、そして「舞鶴で生まれ、育って良かった」と地域への愛着がもてるような、そんな子どもを舞鶴市で育てることを目指します。

政策目標

子どもの笑顔と子育ての喜びがあふれるまちづくり

子どもにとって、笑顔や喜びとなるような子育てや子育て支援を行い、子育ての喜びを、子育ての第一義的責任を有する保護者とともに、地域全体で分かち合えるように、みんなと一緒に取り組み、地域が笑顔であふれるまちづくりを進めます。

SDGsの視点を踏まえた計画の推進

共助・共生社会による持続可能な子育て環境の推進

舞鶴市が平成31(2019)年度の「SDGsモデル都市」「SDGsモデル事業」に選定されたことも踏まえ、行政によるサービスだけでなく、住民同士、地域、企業、関係団体など、あらゆる社会の担い手が連携し協働する「共助・共生社会」により、持続可能な子育て環境や、子どもの最善の利益が保障される地域社会を目指します。

夢・未来・希望輝く「舞鶴っ子」育成プラン

計画期間 平成27年度～平成31年度

育てたい子ども像 自分自身を愛し、他の人を愛し生まれ育った地域を愛する「舞鶴っ子」

政策目標 子どもの笑顔と子育ての喜びがあふれるまちづくり

施策1 子どもの豊かな育ちを支える環境づくり

0歳から15歳まで、子どもの発達段階に応じた豊かな成長を支える取り組みを推進

- 「舞鶴市乳幼児教育ビジョン」の策定 ○「乳幼児教育センター」の開設
- 子育て交流施設「あそびあむ」の開設 ○ 保幼小中接続カリキュラムの策定

施策2 家庭における子育て力を高める取り組みの推進

子育てに対する学びの場の提供や、情報提供・相談体制の充実、子育て世帯の交流の場の提供・充実

- 地域子育て支援拠点での親同士の交流、各種講座の開催
- 「高校生と乳幼児親子とのふれあい交流事業」の実施
- 児童虐待をはじめ、幅広い相談に対応するための「子どもなんでも相談窓口」の開設

施策3 安心して産み育てられる環境づくりの推進

妊娠期から出産、子育て期までの母子の心身の健康の保持・増進、子どもの健康管理、子育て支援医療費の助成などを実施

- 助産師相談、育児準備教室等の実施、出産後の産婦健診、産後ケア事業、新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問など、妊娠期から出産後まで切れ目のない支援の実施
- 子どもの救急電話相談(#8000)の普及・啓発、お医者さんマップの配布、「かかりつけ医」を持つことの大切さの啓発等、安心して生活するための情報の提供

施策4 配慮が必要な子どもと家庭への支援の充実

成長や発達に課題のある子どもへの支援や家庭での児童虐待の防止と解決に向けた体制づくり、ひとり親家庭に対する生活相談や経済的支援等を実施

- 「にじいろ個別支援システム」による保育所、幼稚園、認定こども園への巡回支援
- 障害福祉サービスの提供 ○ 児童虐待の防止と解決のため、「要保護児童対策地域協議会」の機能強化

施策5 地域における子どもの育ちの支援と安全に安心して子育てができるまちづくりの推進

地域全体で子育て支援ができるよう、ニーズにあったサービスや人材づくり等を進めるとともに、安全・安心に子育てができるよう、環境づくりを推進

- 放課後児童クラブをはじめ、子育て短期支援事業やファミリーサポートセンター事業等の実施
- 少年補導委員による街頭補導活動や有害環境浄化対策などの実施

「子どもの育ち」「保育の質の向上」などに重点

第2期

夢・未来・希望輝く「舞鶴っ子」育成プラン

計画期間 令和2年度～令和6年度

育てたい子ども像 自分自身を愛し、他の人を愛し生まれ育った地域を愛する「舞鶴っ子」

政策目標 子どもの笑顔と子育ての喜びがあふれるまちづくり

施策1 親育ち・多世代にわたる子育てエンパワーメントの向上

保護者が子育ての第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を保ちながら、子どもと向き合える環境を整える。

児童期や成人・壮年期、高齢期など、様々な年代の子育て力を高め、地域全体で、子どもの育ちを支える取り組みを推進する。

- 地域子育て拠点による子育て家庭等へのアウトリーチの取り組み
- 「あそびあむ」での“あそび”的充実、父親の子育て力向上の取り組み
- 子育てへの“シニア層”“中・高校生、高等教育機関の学生”の参加機会の促進
- “共助・共生社会”住民同士の助け合いによる子育て支援の推進

施策2 子どもの健やかな育ちを支える支援

心身共に不安定になりやすい妊娠中から出産後、乳幼児期にわたり必要な支援が受けられるよう、子どもの育ちを支える関係機関・団体との連携とともに、相談支援体制を充実し、教育・保育等の質の向上を図る中で、発達段階に応じた豊かな成長を支援。

親のニーズを踏まえつつ、子どもの育ちと、その育ちを支える周辺環境を丁寧に把握し、適切な子育てサービスの提供を図る。

- 「乳幼児教育ビジョン」「乳幼児教育センター」等による質の高い乳幼児教育の推進
- 医療、保健、福祉、教育等の関係機関による包括的な支援体制

施策3 配慮が必要な子どもと家族等への支援

虐待や非行の早期発見と適切な対応に努めるとともに、医療的ケア児や障害のある子ども、貧困対策など、子どもとその家庭を見守る支援体制の充実を図る。

- 医療的ケア児のサポート体制、障害福祉サービス等の充実
- 児童虐待への未然防止、対応の強化

施策4 身近な地域での子育て支援・青少年の成長支援の推進

地域で子育て家庭を支援し、子どもの育ちを支えるという意識を高めるとともに、地域における身近な交流の場の確保や、地域の市民団体や関係機関との連携強化に努める。

- 学校、地域、警察、少年補導委員等の連携による安全、安心な地域づくりの推進
- ワークライフバランスの普及・啓発 ○ 青少年の成長支援

第1期計画の取り組み・成果を継承しつつ、
「親の子育て力の向上」「医療的ケア児の支援」などに重点